

御社の「人材」を「人財」に変えるお手伝いをいたします

office TOKEN TOKEN 通信

2019/No.3

東京都目黒区原町2-13-2

特定社会保険労務士 田邊 武範
行政書士

TEL 03-3714-6916 FAX 03-3715-5163

URL . <http://www.office-token-sr.com/>

E-mail . tanabe@office-token-sr.com



① 「同月得喪」にご注意ください！！

同じ月に入退社等で社会保険を取得して喪失することを「同月得喪」といいます。

この場合の社会保険料はどのように取り扱うのでしょうか???

① 社会保険料はいつの段階でかかるの???

社会保険料は「月末に会社に在籍している場合」にかかります。

例えば6月30日に退職した場合、6月分の保険料がかかりますが6月29日の退職は6月分の保険料がかかりません。

② 入社した月の月末以外で退職した場合は???

それでは6月1日に入社した人が6月20日に退職した場合、保険料はかからないのでしょうか???

この「月末在籍ルール」には例外があり、同じ月に入社して退職した場合は月の途中の退職でもその月分の保険料がかかることとなります。ですので、6月1日入社で6月20日退職の方は6月分の健康保険料及び厚生年金保険料がかかることとなります。

③ 「例外」の「例外」に注意!!!

ところが、「厚生年金のみ」さらに例外があり

(1)退職後、同じ月にさらに別の会社に入社して厚生年金に加入した場合

(2)退職後、同じ月に国民年金に加入した場合

についてはA社での保険料がかかりません。

(例)6月1日A社に入社後、6月20日に退職し、6月21日にB社に入社

(1)	6/1	6/20	6/21	6/30
	A社在籍期間		B社在籍期間	

この場合6月分の保険料は「月末在籍ルール」によってB社の厚生年金期間となりB社が保険料を徴収します(A社は保険料がかかりません)

(例)6月1日A社に入社後、6月20日に退職し、6月21日に国民年金に加入

(2)	6/1	6/20	6/21	6/30
	A社在籍期間		国民年金加入、保険料支払い	

この場合6月分の国民年金期間中となりA社は保険料がかかりません

④ それで、A社では社会保険料は取るの? 取らないの?

同月に退職した方が必ずしも上記の①又は②に該当するとは限りません。(同月内に再就職せず国民年金も支払わない場合や、60歳以上の場合など)①又は②に該当しない場合はA社の厚生年金期間となるため保険料の徴収は必要です。

保険料を徴収した後①又は②に該当した場合は年金事務所より通知がきますので、そのあとに保険料を返却しましょう。

尚、健康保険料についてはこのような特例がないため必ず徴収してください。

※(1)又は(2)に該当する場合であっても健康保険料は返却されないことを退職する従業員に説明したほうがより親切かもしれませんね。

② 労働保険の年度更新が始まります。

今年も労働保険料の年度更新の時期がやってまいりました。

御社(労働保険事務組合委託事業所様は除きます)にも左のような申告書が送付されてきたのではないのでしょうか。

面倒な手続きは…

「office TOKEN」

にお任せください。

年度更新って…???

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として計算されることになっていて、その額は労働者に支払われる賃金の総額から算定することになっております。年度ごとに概算で保険料(概算保険料)を納付し、年度末(3月)に賃金総額が確定したあとに精算(確定保険料)する方法をとっております。

前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが「年度更新」の手続きです。

(例)業種一電気機械器具製造業

前年度、労働者全員に支払った賃金の総額—1200万円の場合

平成30年度の確定保険料は…

$12,000,000 \times 2,5 / 1000 = 30,000$ 円 (一般拠出金は除きます) となります。

令和元年度の概算保険料は…

(今年度労働者に支払うことが予定される給与の総額を基に保険料を計算します。尚、平成30年度と比較して1/2以上2倍以下(例では600万以上2400万以下)の場合は前年度と同額を見込額とします)

$12,000,000 \times 2,5 / 1000 = 30,000$ 円 (一般拠出金は除きます) となります。

令和元年の年度更新は6月3日(月)から7月10日(水)までの間に行わなければなりません。

尚、労働保険料の支払いを怠りますと助成金が受給できない場合があります。

③ 社会保険の算定基礎届も始まります。

労働保険とほぼ同時期に社会保険の算定基礎届のお手続きも始まります。

6月の中旬になると今度は右のような書類が御社(社会保険の適用事業所の場合です)に送付されます。

労働保険と同様にこのようなお手続きも

「office TOKEN」

にお任せください。

算定基礎届って…???

毎年7月1日現在の被保険者を対象に、4月、5月、6月に支払われた報酬(基本給のほか、家族手当・通勤手当・住宅手当・残業手当などの手当も含みます)を届け出ることにより、9月からの標準報酬月額を決めるための届出です。

決定された標準報酬月額は、9月分からの「保険料」、「保険給付」、「年金額」の計算の基礎となります。